

終期付き事業評価書

平成16年6月

評価対象事業	生活支援ハウス運営事業
当該事業に係る補助金	在宅福祉事業費補助金(予算補助分)
担当部局・課	老健局計画課
関係部局・課	なし

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

政策体系	番号	
基本目標	9	高齢者ができるだけ自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、生活支援を推進すること

(2) 事務事業の概要

(単位：百万円)

予算項目	(項) 社会福祉諸費			
	(目) 在宅福祉事業費補助金			
	(目細)			
	(積算)			
	当初予算額	補正後予算額	決算額	補正後予算額と決算額に乖離がある場合の理由
H12	1,477	1,477	897	市町村からの申請額が見込みを下回ったため
H13	1,610	1,610	1,255	同上
H14	1,978	1,978	1,638	同上
H15	2,190	2,190	-	-
H16	2,298	-	-	-
事業創設年度	平成12年度			
継続回数	0回			
事業実施主体	市町村			
事業の主な対象者	原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるもの			
事業創設の背景	冬季等にサービスの利用が困難な過疎地等の高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、当該地域の高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって地域の高齢者の福祉の増進を図ることを目的として創設された。			
	1 高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供すること。			

事業内容	<p>2 居住部門利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。</p> <p>3 居住部門利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス又は保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行うこと。</p> <p>4 居住部門の利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供を行うこと。</p>
得ようとする効果	<p>高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、もって地域の高齢者の福祉の増進を図る。</p>

(3) 事業の評価関連指標
定量指標

指標名(単位)	平均利用人員			
H10	H11	H12	H13	H14
-	-	-	3,340人	3,594人
(備考) 平均利用人員については、計画課調べによる				

(4) 事業の実績

(これまでの事業の実績)			
	H12	H13	H14 (計画課調べ)
生活支援ハウスの力所数	292	359	429
(問題点)			
地方自治体の財政事情の悪化が本事業への取り組みが進みにくい一因であると考えられる。			

2. 評価 ((1)~(6)は事業所管部局、(7)は政策評価官室において作成)

(1) 必要性

公益性の有無(官民の役割分担、国と地方の役割分担等)	有
(理由)	
<p>本事業は、利用者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する事業であり、各種相談、各種サービスの利用手続きの援助、緊急時の対応等を行うものである。行政による措置制度から介護保険制度への移行に伴い、介護サービスのみでは対応できない日常生活上の総合的な支援(生活支援)が必要な者への対応が求められているが、過疎地等においては特に地方公共団体の活動に期待されるものが大きい。</p> <p>国が事業を行うことにより、関係市町村もこのような取組が容易となり、地域の高齢者が必要なサービスを受けることが可能となる。</p>	
緊要性の有無	有
(理由)	
<p>このような生活支援機能は介護ニーズの如何に関わらず、引き続き高齢者が住み慣れた地域社会で生活を継続していくために必要となる社会的ニーズであり、事業実績も増加しつつある。なお、ゴールドプラン21においても、生活支援を要する高齢者のために整備を推進することとしている。</p>	
事業の必要性(当該事業が無くなると困る理由等を中心に記述)	

本事業が無くなった場合、これまで生活支援を受けていた利用者の行き場がなくなるとともに、今後、高齢等のため独立して生活することに不安のある者に対し、それぞれの地域での対応ができなくなる。

(2) 有効性

得ようとする効果の把握の仕方（検証の手順）
生活支援ハウス運営事業による介護サービス整備量 本事業の平均利用人員
これまで達成された効果（当該事業の実施前と実施後における具体的な変化を含む） 今後見込まれる効果
、とも年々実績が増加しており、過疎地等の実情に応じた介護支援機能、居住機能及び交流機能の総合的な提供が進みつつあると考えられ、今後も同様の効果が期待される。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
特になし

(3) 効率性

手段の適正性
本事業を行わない場合は、例えば未だ在宅サービスが脆弱な地域などによっては、住み慣れた地域で生活を継続していくことができず、やむなく施設等に入所する者も出てくることとなり、かえって施設入所による費用がかかってしまうこととなる。
費用と効果との関係に関する評価
本事業は、収入に応じた利用者負担や光熱水費などの実費を徴収するといった適正な受益者負担方式を導入しており、最小の資源量の投入により、高齢者の地域生活を支える効果を得ている。
他の類似施策（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無
無

(4) 公平性、優先性（政策の特性に応じて、必要な場合に記入）

本事業は、サービスの必要な地域の高齢者に本事業の効果の受益がある。また費用の負担も収入階層に応じた利用負担や光熱水費の実費負担であり、公平性は保たれている。また、可能な限り地域において日常生活を営めるようにすることを目的とする高齢者福祉施策の方向性に沿って、本事業は高齢者の生活支援という機能を果たしていることから、優先的に実施していく必要がある。
--

(5) 今後の具体的改善点、講ずべき措置等

ゴールドプラン21における整備目標（1,800か所）に照らせば、補助実績が低調であるため、こうした状況についての要因分析などを踏まえながら、有効な推進策についての検討を進めていく必要がある。

(6) その他（学識経験を有する者の知見の活用に関する事項等）

今後の在り方については、介護保険法の附則において「要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況」などについて勘案することとしており、現在、社会保障審議会介護保険部会において審議中である介護保険制度の見直しの中で検討していく必要があると考えている。

(7)所見

補助実績は増加しているものの、ゴールドプラン21における介護サービス提供の見込量（平成16年度1,800か所）に比べ、その実績は低調である。

その原因として、地方自治体の財政事情の悪化が挙げられているが、現段階において原因の分析・整理が必ずしも十分には行われていない。このため、今後は原因を分析・整理するとともに計画量が過大ではないか検討し、それを踏まえ、適正な計画量とすることや利用実績が高まるよう制度・運用等の改善を図ること等が必要であると考えられる。